

議案第 7 6 号

飛騨市税条例の一部を改正する条例について

飛騨市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

地方税法の改正に伴う改正

飛驒市税条例の一部を改正する条例

飛驒市税条例（平成16年飛驒市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当

等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて

得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の飛驒市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同

条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の飛驒市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、飛驒市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 飛驒市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を

乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

飛驒市税条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第 1 条～第17条 略 (公示送達)	第 1 条～第17条 略 (公示送達)
第18条 法第20条の 2 の規定による公示送達は、 飛騨市公告式条例（平成16年飛騨市条例第 3 号）第 2 条に 規定する掲示場に <u>掲示</u> して行う ものとする。	第18条 法第20条の 2 の規定による公示送達は、 <u>公示事項</u> （同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税 <u>法施行規則</u> （昭和29年総理府令第23号。以下「 <u>施行規則</u> 」という。） 第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧する ことができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載され <u>た書面</u> を飛騨市公告式条例（平成16年飛騨市条例第 3 号）第 2 条に 規定する掲示場に <u>掲示</u> し、又は公示事項を市の事務所に設置した電 子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に 置く措置をとることによってするものとする。
第18条の 2 略 (納税証明事項)	第18条の 2 略 (納税証明事項)
第18条の 3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「 <u>施 行規則</u> 」という。）第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車 両法（昭和26年法律第185号）第59条第 1 項に規定する検査対象軽自 動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由に より種別割を滞納している場合においてその旨とする。	第18条の 3 <u>施行規則</u> 第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車 両法（昭和26年法律第185号）第59条第 1 項に規定する検査対象軽自 動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由に より種別割を滞納している場合においてその旨とする。
第18条の 4 ～第34条 略 (所得控除)	第18条の 4 ～第34条 略 (所得控除)
第34条の 2 所得割の納税義務者が法第314条の 2 第 1 項各号のいず れかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除 額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料 控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控 除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額 を、前年の合計所得金額が 2, 500 万円以下である所得割	第34条の 2 所得割の納税義務者が法第314条の 2 第 1 項各号のいず れかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除 額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料 控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控 除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、 <u>扶養控除額</u> 又は特定親族 特別控除額を、前年の合計所得金額が 2, 500 万円以下である所得割

の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3～第36条 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額

____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。))及び第2項の規定により控除す

の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3～第36条 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))

(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。))及び第2項の規定により控除す

べき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10 略

第36条の3 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) 略

2～6 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得

べき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10 略

第36条の3 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族_____の氏名

(4) 略

2～6 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得

金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)

を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族の氏名

(4) 略

2～5 略

第36条の4～第151条 略

附 則

金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～5 略

第36条の4～第151条 略

附 則

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材

	料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）<u>当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u>
	(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ <u>当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u>
	2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
	3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
	4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
	(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
	(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により

	製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの
以下 略	以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市税条例の一部を改正する条例について																
担当部	総務部																
提案理由	地方税法の改正に伴う改正																
制定改廃の根拠等	地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）により、地方税法（昭和25年法律第226号）が改正されたことに伴い、当該条例における市民税等に関する規定について所要の改正を行うもの。																
条例の概要	【改正の趣旨】 (1) 市税関係 地方税法第20条の2の規定による公示送達について、インターネットを用いる方法の定義が示されたことに伴い、所要の改正を行うもの。 （第18条及び第18条の3関係） (2) 市民税関係 地方税法第292条関係の改正により下記について改正されるもの。 ① 所得控除について、特定親族特別控除額の追加を行うもの。 （第34条の2関係） ② 所得割の納税義務者が特定親族を有する場合には、これまでの扶養控除に加え、所得金額に応じて控除される特定親族特別控除の制度が次の表のように創設されたことに伴い追加を行うもの。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特定親族の前年の合計所得金額</th><th style="text-align: center;">控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">58万円超95万円以下</td><td style="text-align: center;">45万円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">95万円超100万円以下</td><td style="text-align: center;">41万円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">100万円超105万円以下</td><td style="text-align: center;">31万円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">105万円超110万円以下</td><td style="text-align: center;">21万円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">110万円超115万円以下</td><td style="text-align: center;">11万円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">115万円超120万円以下</td><td style="text-align: center;">6万円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">120万円超123万円以下</td><td style="text-align: center;">3万円</td></tr> </tbody> </table> （第36条の2関係） ③ 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に追加を行うもの。	特定親族の前年の合計所得金額	控除額	58万円超95万円以下	45万円	95万円超100万円以下	41万円	100万円超105万円以下	31万円	105万円超110万円以下	21万円	110万円超115万円以下	11万円	115万円超120万円以下	6万円	120万円超123万円以下	3万円
特定親族の前年の合計所得金額	控除額																
58万円超95万円以下	45万円																
95万円超100万円以下	41万円																
100万円超105万円以下	31万円																
105万円超110万円以下	21万円																
110万円超115万円以下	11万円																
115万円超120万円以下	6万円																
120万円超123万円以下	3万円																

	(第36条の3の2関係) ④ 公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備を行うもの。 (第36条の3の3関係) (3) たばこ税の課税標準の特例関係 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、下記の区分に応じ、下記の定める方法により換算した紙巻たばこの本数によるものとする。 ① スティック型の加熱式たばこ 加熱式たばこの重量の0.35gをもって紙巻たばこの1本に換算する。 ② スティック型以外の加熱式たばこ 加熱式たばこの重量の0.2gをもって紙巻たばこ1本に換算する。また、激変緩和の観点から段階的に行う。 <table><tr><th>期間</th><th>現行の換算方法</th><th>改正後の換算方法</th></tr><tr><td>現行</td><td>現行の換算本数×1.0</td><td>-</td></tr><tr><td>令和8年4月1日～</td><td>現行の換算本数×0.5</td><td>新換算本数×0.5</td></tr><tr><td>令和8年10月1日～</td><td>-</td><td>新換算本数×1.0</td></tr></table> (附則第16条の2の2関係)	期間	現行の換算方法	改正後の換算方法	現行	現行の換算本数×1.0	-	令和8年4月1日～	現行の換算本数×0.5	新換算本数×0.5	令和8年10月1日～	-	新換算本数×1.0
期間	現行の換算方法	改正後の換算方法											
現行	現行の換算本数×1.0	-											
令和8年4月1日～	現行の換算本数×0.5	新換算本数×0.5											
令和8年10月1日～	-	新換算本数×1.0											
市民への影響等	【市民への影響】 (1) 広く閲覧可能となり周知方法が拡充される。 (2) 対象となる者には有利となる。 (3) 加熱式たばこと紙巻たばこの税負担の均衡が図られる。												
施行日	令和8年1月1日 附則第16条の2の2及び附則第4条の規定は、令和8年4月1日 第18条及び第18条の3並びに附則第2条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日												
備考													